

新旧対照表

○定款モデル

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>定款モデル（監査役会設置会社・会計監査人設置会社・剰余金配当等を取締役会で決定する会社）</p> <p style="text-align: right;">平成15年8月22日 全国株懇連合会理事会決定</p> <p>改正 平成17年2月4日全国株懇連合会理事会 平成18年2月10日全国株懇連合会理事会 平成20年8月22日全国株懇連合会理事会 平成23年4月8日全国株懇連合会理事会 <u>平成28年4月8日全国株懇連合会理事会</u></p> <p>【補足説明】</p> <p>15. 第17条 （議決権の代理行使）</p> <p>（1）代理人の議決権行使について、代理権（代理人の資格を含む）を証する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定款に定めるものである（会社法施行規則第63条第5項）</p> <p>（2）株主は議決権の行使を代理人に委任することができる（会社法第310条）が、ほとんどの会社で代理人を株主に限定しており、その有効性は判例で認められている。</p> | <p>定款モデル（監査役会設置会社・会計監査人設置会社・剰余金配当等を取締役会で決定する会社）</p> <p style="text-align: right;">平成15年8月22日 全国株懇連合会理事会決定</p> <p>改正 平成17年2月4日全国株懇連合会理事会 平成18年2月10日全国株懇連合会理事会 平成20年8月22日全国株懇連合会理事会 平成23年4月8日全国株懇連合会理事会</p> <p>【補足説明】</p> <p>15. 第17条 （議決権の代理行使）</p> <p>（現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p> |
| <p>（3）発行会社が「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」（平成27年11月13日 全国株懇連合会理事会決定）のルートD（定款規定を変更して、グローバル機関投資家等が名義株主の代理人として総会に出席することを認める方法）を採用する場合、以下のような定款変更が考えられる。</p> <p>（議決権の代理行使）</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> | <p>（新設）</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>2 前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。</p> <p>3 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(4) ガイドラインのルートCよりも広くグローバル機関投資家等の総会出席を認めたい場合や、グローバル機関投資家等の総会出席に関する取扱いの法的安定性を高めたい場合などに、発行会社が定款変更をして出席を認めることを定める方法である。定款変更手続きを経ることで定款自治に基づいた株主意思もより明確となり、ルートCにおける「特段の事情」の外延の不明確性等と比較すると、総会出席に関する取扱いが明確となる。</p> <p>(5) ルートDにより株主総会に代理出席できるグローバル機関投資家等の範囲や総会出席に必要な手続き等は株式取扱規程において定める。</p> | <p>(全株懇定款モデル第17条に左記第2項を追加し、現行の第2項を第3項に繰り下げ)</p> <p>(新設)</p> |